

## 内閣府設置法の一部を改正する法律案について

科学技術・イノベーション政策の推進体制の強化を図るため、総合科学技術会議の名称の変更、所掌事務の追加等の改正を行う。

### 総合科学技術会議を「総合科学技術・イノベーション会議」へ改組

- ・総合科学技術会議の機能及び組織の強化に伴い、同会議を「総合科学技術・イノベーション会議」へ改組。
- (1) 内閣府及び会議の所掌事務
- ・内閣府及び会議の所掌事務等に、従来の「科学技術の振興」に加え、「研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出の促進を図るための環境の総合的な整備に関する事項」を追加。
- (2) 会議の組織
- ・議員を4人増員（議長+議員18人以内の体制へ）。
  - ・有識者議員については、任期を2年から3年に延長。

### 文部科学省の事務の移管

- ・文部科学省の以下の事務を内閣府に移管。
  - ①科学技術基本計画の策定及び推進に関すること。
  - ②科学技術に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整に関すること。

### 施行期日

- ・施行期日は、一部を除き、平成25年4月1日。